

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月22日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	水素注入系において、バックアップ酸素ガス出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
2	1号機	残留熱除去系(A)低圧炉心スプレイ用注入弁(A)グランド部漏洩検出用記録計において、温度指示値不良(オーバースケール)が認められたため、当該記録計の検出器を点検。	G	
3	2号機	タービン電気油圧式制御装置油冷却器(B)冷却水入口ドレン弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
4	2号機	原子炉建屋給気処理装置において、冷却コイルの不良(6個中3個に水のリーク)が認められたため、当該冷却コイルを修理。	G	
5	3号機	原子炉給水ポンプ用タービンの軸受温度記録計点検時、記録紙押さえ部品(プラスチック)に一部折損が認められたため、当該部品を交換。	G	
6	3号機	タービン補機冷却系熱交換器(A)渦流フィルタ旋回弁の現場制御盤において、押しボタンスイッチ不良(プラスチック製止め具のツメ折損)が認められたため、当該スイッチを交換。	G	
7	3号機	チャコール建屋加熱蒸気供給ラインにおいて、圧力調節弁の不良(圧力が低い)が認められたため、当該調節弁を点検調整。	G	
8	4号機	試料採取系復水ポンプ出口溶存酸素計点検時、指示値に精度外が認められたため、当該計器を修理。	G	
9	4号機	主蒸気配管オイルスナッパ(油圧式防振器)点検時、配管側取付部の割ピン不良(不足、短い)が認められたため、当該割ピンを交換。	G	
10	4号機	圧力抑制室内真空破壊弁点検時、塗装不良(一部剥離、膨れ)が認められたため、当該部を補修。	G	
11	4号機	原子炉隔離時冷却系タービン駆動蒸気戻りラインスチームトラップ点検時、部品(バイメタル座ユニットのカバー)に破損が認められたため、当該部品を交換。	G	